平成１８年（行ウ）第２８号　損害賠償請求事件

原告　北上田　毅外２２名

被告　京都市長

第６準備書面

２００８年1月　　日

京都地方裁判所　第３民事部　合議Ｃ係　御中

原告訴訟代理人弁護士　折　田　泰　宏

同　　坂　和　　優

同　　上　瀧　浩　子

はじめに

本件検定事業は、憲法、教育基本法、学校教育法、地教行法等に違反したものであり、事業実施のための公金支出は全て違法であるが、原告らは、本件訴訟において、具体的には次の３つの公金支出を特に問題としている。

１．京都新聞開発㈱からの本件テキスト購入費用（１１，９７０，０００円）

２．京都商工会議所からの「京都検定テキスト」等の購入費用（３４１，０００円）

３．京都電子計算㈱とのシステム構築及び運営準備業務委託（以下、「本件準備委託契約」）費用（３，５２８，０００円）

以下、これらの各公金支出の違法性について詳述する。

＜目次＞

第１．京都新聞開発㈱からの本件テキスト購入費について

１　本件テキストは、推進プロジェクトで「有料」と決定されていたにもかかわらず、決定行為のないまま、無償で配布するために本件テキストを購入した（Ｐ３）

２　支出負担行為書、支出命令書の疑問。また、物件供給契約書も締結していない（Ｐ３）

３　平成１７年度内には本件テキストは納品されていない疑いが強い。当初から年度内納品は無理なことが分かっていたはずである（Ｐ４）

４　本件検定は、当初、平成１８年度の「新規事業」とされており、テキスト購入も平成１８年度の予算に計上されていた。平成１７年度予算でテキストを購入したのは、会計年度独立の原則を無視した予算執行である（Ｐ５）

５　３６，０００部もの大量のテキスト購入は不必要であり、地方財政法第４条違反。また、テキストの配布先を記録する文書を作成していないのも不適切（Ｐ６）

６　誤りや不適切な記述が多く、学校教育法上、教材として使用するのは不適切なテキストを購入したのは違法・不当な公金支出（Ｐ７）

第２．京都商工会議所からの「京都検定テキスト」等の購入費について

１　支出負担行為書、支出命令書の疑問（Ｐ７）

２　執筆作業がほぼ終了した時になってこれらの書物を購入しても意味がなく、全く無駄な支出（Ｐ７）

第３．京都電子計算とのシステム構築及び運営準備業務委託費について

１　本件準備委託契約は、「市にとって何ら実質的な意義のある成果を得ることのできない契約であって、契約の目的が、明らかに合理性を欠く」、「当該契約の目的自体に問題がある」ものであった（Ｐ８）

２　本件準備委託契約は随意契約の規定に該当せず、地方自治法施行令に違反する（Ｐ９）

３　複数の者から見積書をとらずに随意契約を締結したのは、京都市契約事務規則第２７条違反（Ｐ１０）

４　本件準備委託業務と平成１８年度の検定処理業務との重複は不可避（Ｐ１１）

５　本件準備委託業務は、当初、京都商工会議所に委託する予定で作業が進められていた。業務委託の決定書、契約書が偽装された疑いが強い（Ｐ１１）

６　契約保証金を納入させておらず、地方自治法施行令、京都市契約事務規則に違反する（Ｐ１２）

第１．京都新聞開発㈱からの本件テキスト購入費について

１　本件テキストは、推進プロジェクトで「有料」と決定されていたにもかかわらず、決定行為のないまま、無償で配布するために本件テキストを購入した

（１）原告第５準備書面でも述べたように、推進プロジェクトは，本件検定事業の「事業主体」（甲７号証）、「実施主体」（甲１４号証）であるが、平成１８年２月１４日の第２回会議で、本件テキストについて、「京都市内の小４・５・６年生約３万４千人は全員購入予定」、「価格：８００円（予定）、市立小学校４・５・６年生については特別価格。（広告収入と京都市等からの補助により、３００円程度で提供）」と決めている。（甲５０号証、「資料２」）

ところが、その後、京都市教育委員会（以下、「市教委」という。）は、平成１８年３月の小学校校長会の役員による会議において、無料配布の要望を受けたので、生涯学習部職員が協議してテキストを無料配布することが適切であると判断したと主張する（被告第７準備書面Ｐ１４）。

しかし、単に、「生涯学習部職員の協議」だけで、意思決定の手続もなしに、推進プロジェクトの決定を変更することはできないことは明白であり、テキストの無料配布は許されない。

（２）また、被告は、「無料配布に関する意思決定については、テキストブック購入時に支出負担行為書（乙５号証の２）により総務部長が決定した」と主張する（被告第７準備書面Ｐ１４）。

しかし、支出負担行為書は、事業を実施することが決定された後に、経費の支出を決めるものであって、支出負担行為書の決定が事業実施の決定とならないのはいうまでもない。また、支出負担行為書には、購入の目的や使途を記載しておらず、テキストの購入決定が、すぐに小学校４～６年生児童への無料配布につながるものではない。

在田総務部長は、テキストを無料配布することが決定されていないにもかかわらず、支出負担行為書の決定を行ったのであるから、その責任はきわめて大きい。

なお、無料配布についての決定手続が行われなかったことについては、監査結果（甲２号証Ｐ１６）でも認めているとおりである。

２　支出負担行為書、支出命令書の疑問。また、物件供給契約書も締結していない

（１）本件テキスト購入の支出負担行為書（乙５号証の１）にも以下の問題がある。

まず、京都新聞開発㈱からの見積書、支出負担行為書の起案日、決裁日が、いずれも平成１８年３月２７日と同一日であり、きわめて不自然である。

さらに、「納入期限」は、「平成１８年３月３１日まで」とされているが、本件テキストが刊行されたのは、平成１８年４月以後であり、本件テキストが平成１７年度内に納品されたとは考えられない。支出負担行為書の決定の時点で、年度内に納品されないことは分かっていたはずだが、それを無視して平成１７年度の予算で処理するため、不可

能な納入期限日を記載した疑いが強い。

また、支出負担行為書では、当該契約を随意契約で行う理由を、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号としているが、当該契約の額は、同号の規定により随意契約によることができるとされている額を超えており、同号を理由として随意契約を締結することはできない。この点について、市教委は、同１６７条の２第１項第７号の誤りであったと認めているが、そのような誤りにもとづいてなされた随意契約の決定手続は無効である。

（２）また、京都市会計規則第５３条では、支出命令書には、請求書を添付しなければならないとされているが（甲５１号証）、本件の支出命令書（乙２６号証）には、請求書番号が記載されていない。また、添付されている京都新聞開発㈱の請求書にも請求書番号が記載されていない。

また、支出命令書では、「負担行為確定日」として「平成１８年３月２７日、担当課検収」とされ、検収済確認欄に担当課職員の印鑑（小司）が押印されている。後述するように、本件テキストは、平成１７年度内に納品されたとは考えらず、支出負担行為書の決裁日と同じ３月２７日に検収したという記載も虚偽のものである疑いが強い。

（３）本件テキスト購入にあたっては、京都市内部の書類にすぎない支出負担行為書があるだけで、京都市と、供給者である京都新聞開発㈱との間には、何の契約も締結されていない。京都市契約事務規則第３５条で定められているように、金額、履行期限、契約保証金、契約履行場所その他の条項を記載した物件供給契約書がかわされなければならなかった（甲５２号証）。

この後、市教委は、平成１８年１２月７日、今度は市立中学校の１年生全員に配布するため、再度、京都新聞開発㈱から、本件テキスト２１，１３７冊を６，６５８，１５５円で購入したが、この購入に際しては、京都市と京都新聞開発㈱との間で、物件供給契約書が締結されている（甲５３号証）。

以上の事実からみれば、上記契約について適正な手続がなされていないことは明らかである。

３　平成１７年度内には本件テキストは納品されていない疑いが強い。当初から年度内納品は無理なことが分かっていたはずである

（１）本件テキストは、平成１８年３月３１日が納期であり、発行されたテキストの奥付も発行日は３月３１日とされている。

しかし、平成１８年４月１９日に決定された市教委の「テキストブック完成報告会の実施について」という文書（甲４３号証）では、「いよいよ来月刊行することとなりました。」と書かれており、発行日も「５月中旬（予定）」とされている。また、４月２５日に決定された市教委の「テキストブックの刊行について」という門川教育長名の文書

（甲４２号証）でも、「平成１８年５月」という日付で、「いよいよ今月刊行する運びとなりました」と書かれている。

また、平成１８年２月１４日に開催された第２回推進プロジェクト会議の「テキストブックについて」という資料（甲５０号証）でも、「スケジュール　平成１８年４月中旬　最終稿完成→発売」とされており、最終稿の完成すら４月中旬とされていたのである。

このように、本件テキストが刊行されたのは、平成１７年度内ではなく、平成１８年４月以降であったと推測される。支出負担行為書（乙５号証の１）の、「納入期限　平成１８年３月３１日まで」という記載は全く不可能であることは決裁時点で分かっていたし、支出命令書（乙２６号証）の、「平成１８年３月２７日　担当課検収」などの記載も虚偽である疑いが強い。

（２）なお、この点について被告は、「テキストは、平成１８年３月３１日に完成したが、出版・流通手続き等に時間を要し、書店での売り出しは５月中旬になったものである。『いよいよ今月刊行する運びとなりました』との記載は、書店での売り出しを意味して記載している。」（被告第１準備書面Ｐ４）と弁明している。

しかし、「出版」に時間を要したとは、結局、完成が遅れたことを認めたものである。

また、「３月３１日に完成した」のであれば、支出命令書の「３月２７日　検収」という記載は虚偽であったことになる。

その後、被告は、「当初平成１８年３月３１日に京都新聞開発㈱から市教委へテキストが納品される契約であったが、協議により、学校への配布を京都新聞開発㈱が実施することとなり、京都新聞開発で保管することとした。」（被告第７準備書面Ｐ１５）と、３月３１日には納品されていないことを認めざるを得なくなっている。

４　本件検定は、当初、平成１８年度の「新規事業」とされており、テキスト購入も平成１８年度の予算に計上されていた。平成１７年度予算でテキストを購入したのは、会計年度独立の原則を無視した予算執行である

（１）甲４１号証の「平成１８年度当初予算（案）主要事項」という文書は、平成１８年度予算の市長案が確定した後、３月の市議会に向けて、平成１８年１月頃、市教委が作成したものである。

この文書によると、本件事業は、平成１８年度の「新規」事業とされており、テキストブックも、「平成１８年４月刊行予定」であって、平成１８年度予算として計上されていたことが分かる。すなわち、平成１７年度予算には本件検定事業は計上されていなかったのである。

本件テキスト購入費１１，９７０，０００円は、平成１８年度予算に計上されているにもかかわらず、平成１７年度予算から支払われた。地方自治法第２０８条の「会計年度及びその独立の原則」を無視した予算執行である疑いが強い。

（２）このように、本件テキストは、平成１８年４月以降にやっと刊行するものであるから、平成１８年度予算で購入することが予定されていた。ところが、市教委の平成１７年度予算のうち、教育総務費にかなりの未執行額が生じることとなり、そのままでは未執行分として返納しなければならなくなるため、当初、翌年度の予算で予定していた本件テキスト購入費に充てたものと推測される。

５　３６，０００部もの大量のテキスト購入は不必要であり、地方財政法第４条違反。また、テキストの配布先を記録する文書を作成していないのも不適切

（１）市教委は、京都新聞開発㈱から、本件テキストを３８，０００部購入した。しかし、平成１８年度の市立小学校の４～６年生の児童数は、３４，６５８名であった。

被告の主張によれば、市立小学校、総合養護学校の４～６年生児童、教員への配布数は、３６，１９７冊であったというから、それ以外に１，８０３部も多く購入したことになる。これについて、被告は、「年度途中の転入生への配布用、市教委及び市長部局関係課への本件事業推進用、また事業広報用に必要であった。」（被告第７準備書面Ｐ１５）と主張する。しかし、「市教委及び市長部局関係課への本件事業推進用、また事業広報用」のための購入は、その詳細が明らかにされておらず、無駄な支出であって、地方財政法第４条に違反する。

なお、本件の監査請求の際、京都市監査委員会も市教委に対して、「テキストの配布の内訳」を質問しているが、市教委は、平成１８年９月６日、次のように回答している。（甲５４号証）

- 児童・教員分　　３６，１９７冊
- 各校１部　　２７３冊
- プロジェクト委員・顧問、事務局関係者（東京事務所２００冊等）、広報　　１，４８７冊
- 在庫　　４３冊

「年度途中の転入生への配布用」などはなかったとされているし、さらに、１，４８７冊ものテキストの配布先はまるで明らかにされていない。また、東京事務所２００冊というのは、理解できない配布先である。

（２）原告は、平成１８年９月２９日、「ジュニア検定テキストの児童、教員、学校以外に配布された１，４８７冊の内訳がわかる文書」の公文書公開請求を行った。これに対して市教委は、「請求に係る公文書を作成していない」として、「不存在による非公開決定通知」を行った（甲５５号証）。

これだけ多くの費用をかけて大量のテキストを購入しておきながら、何時、何処に何部配布したかを記録する文書を作成していないというのは、きわめて不適切である。１４８７冊は、「行方不明」となったといわざるを得ない。

６　誤りや不適切な記述が多く、学校教育法上、教材として使用するのは不適切なテキストを購入したのは違法・不当な公金支出

この点については、原告第５準備書面で詳述した。

第２．京都商工会議所からの「京都検定テキスト」等の購入費について

１　支出負担行為書、支出命令書の疑問

市教委は、平成１７年９月、京都商工会議所から『京都観光文化検定試験（公式テキストブック）』（淡交社）と『第１回京都検定問題と解説』（京都新聞出版センター）を各１１０冊購入し、３４１，０００円を支払った。

この支出負担行為書（乙３号証の１）は、平成１７年９月２１日、中永健史総務課長が決裁、納入期限は「同年９月２６日まで」とされていた。京都商工会議所からの請求書は、同年９月２８日に提出されたが、支出命令書（乙２５号証）の決裁日は、日付が不明瞭であるが、平成１７年１１月１８日と判読できる。納入日、請求書提出日から２ケ月近くも後になってからであった。

しかし、支出命令書の「負担行為確定日」の欄には、「平成１７年９月２０日担当課検収」と記載され、下には、市教委職員小司の検収済の印鑑が押印されている。支出負担行為の決裁日は、同年９月２１日であったが、そのときにはすでに納品が終り、担当課が検収していたというのである。これを素直に見れば、既に本が納品され、検収も終了してから、購入を決定していることになる。

また、この支出命令書では、「履行年月日」は同年９月２６日となっており、「支払期限」は同年１０月１２日とされていた。しかし、支出命令書が決裁されたときには、すでに支払期限を１ケ月以上も経過しており、行政が行う決裁としてはありえない。

なお、この支出命令書や請求書には、請求書番号も記載されていない。

これらの支出負担行為書、支出命令書は、上記のように辻褄のあわないものであり、そこには何らかの虚偽記載があることは明らかである。

２　執筆作業がほぼ終了した時になってこれらの書物を購入しても意味がなく、全く無駄な支出

（１）この支出負担行為書（乙３号証の１）の備考欄には、購入の目的として、「ジュニア京都検定協力者の資料として使用するため」と記載されている。テキスト執筆者への配布用ということであった。

しかし、テキストの執筆作業は、平成１７年６月から始まり、７月２２日には各執筆者から原稿が提出されている（甲８号証の２）。また、８月２９日の第３回執筆者会議では、「全執筆者の皆様から原稿をご持参いただきました。」（甲８号証の６）とされているように、各執筆者の執筆作業はほぼ８月には終了していたのである。そして、９月２７

日の第４回執筆者会議以降は、もう執筆者会議は開かれていない。

これらの書籍購入の支出負担行為書では、納入期限は、同年９月２６日までとされていたが、このような時期に執筆者に配布しても、執筆作業の参考にすることはできない。全く無駄な支出であり、地方財政法４条に違反する。

また、市教委は、同年８月１８日にも、文祥堂書店から同じ書籍を各３０冊購入している。その支出負担行為書（甲５６号証）によれば、購入の目的は、やはり、「ジュニア京都検定協力者の資料として使用するため」とされていた。

もし、これらの書籍が本当に執筆作業に必要だったのなら、文祥堂書店から、各３０冊ではなく、各１４０冊購入したはずである。もう執筆作業の終わった９月末になって、書店からではなく、京都商工会議所から購入したのは、本件検定事業を提案した京都商工会議所がかかえる書籍の在庫処理に協力したか、なんらかの便宜供与を行った疑いが強い。

（２）この点について、被告は、「支出行為決定書等の文書は、９月に契約し、納品したことになっているが、実際には６月の執筆開始時期に執筆者に配布することを決定し、配布した。これは京都商工会議所からの見積書、納品書及び請求書の送付が９月となり、事務処理が遅れたものである。」（被告第２準備書面Ｐ９）と主張する。

しかし、支出負担行為書等は、市教委が作成するものであり、市教委がきちんと要求すれば事務処理が遅れることはなかったはずである。事務処理の遅れを京都商工会議所に押し付けることはできない。

また、もし、６月に納品されていたというのなら、支出命令書の９月２０日という検収日や、京都商工会議所からの見積書、納品書なども全て日付欄には虚偽の日付を記載したということになる。

さらに、文祥堂書店からの購入についても、被告は、実際に納入されたのは６月であったと主張するのであろうか？

第３．京都電子計算とのシステム構築及び運営準備業務委託費について

１　本件準備委託契約は、「市にとって何ら実質的な意義のある成果を得ることのできない契約であって、契約の目的が、明らかに合理性を欠く」、「当該契約の目的自体に問題がある」ものであった

（１）市教委、中永総務課長は、平成１８年２月２８日、本件検定事業の「システム構築及び運営準備業務」の委託を、京都電子計算株式会社と、随意契約によって、３，５２８，０００円で締結することを決定した（乙４号証の１）。この委託契約は、同年３月１日に締結され、同年５月１日の支出命令書（乙２７号証）により、同年５月１６日に全額が支払われた。

しかし、この、本件準備委託業務については、京都市監査委員の監査結果でも、次の

ように指摘されている。

「本件準備業務のような、具体的な成果を得るための準備に過ぎない業務は、本来、本件システム構築等業務の委託契約を締結する際に、その委託料にその作業に係る経費が反映されることはあっても、本件システム構築等業務の委託もされないうちに、本件準備業務のみを独立させて委託するなどということは、通常考えられない。

以上のことから、本件準備委託業務は、その契約時において、市にとって何ら実質的な意義のある成果を得ることのできない契約であって、契約の目的が、明らかに合理性を欠くものであったといわざるを得ない。」、「当該契約の目的自体に問題がある。」（甲２号証Ｐ２７）

（２）市教委が、準備業務のみを独立させて委託するという事は、監査委員会からも「通常考えられない」と指摘されている。

このような処理をしたのは、本件テキストの購入が、当初は平成１８年度に予定されていたのに、平成１７年度に購入したという形式にして、平成１７年度予算で執行したのと同じ理由ではないかと推測される。

本件の支出負担行為書（乙４号証の４）では、この業務委託費は、支出科目のうち、社会教育事業費の「家庭教育　子育て支援の充実」費から支出されている。主に学校の児童・生徒を対象とした本件検定のための業務委託費が、何故、社会教育事業費から支出されたのかは理解できないが、平成１７年度の社会教育事業費になんらかの剰余金が発生したため、年度末の２月２８日になって、急遽、予算消化のために、当初は平成１８年度に発注することを予定していた委託業務を、準備業務だけ切り離して発注した疑いが強い。

なお、市教委は、平成１８年１０月１日、基礎コースの検定処理業務を再び、京都電子計算㈱に随意契約で発注した（甲６１号証）。これは、本件準備業務の本業務というものであるが、今度は、社会教育事業費からではなく、教育総務費から支出されている（甲６３号証）。準備業務と本業務が、異なる支出科目から出されているのは理解できない。

２　本件準備委託契約は、随意契約の規定に該当せず、地方自治法施行令に違反する

（１）市教委は、本件準備委託業務を随意契約で締結した理由として、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当するとしている。（乙４号証の２、「案１　随意契約理由」）

京都市は、「地方自治法施行令第１６７条の２第１項各号に掲げる随意契約を行うことができる場合の基準」として、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」（甲５７号証）を定めている。市教委は、本件委託契約は、その基準２（１）イ（イ）の「特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」であるから、「特定の１者でなければ提供できない役務に係る契約」に該当すると主張している。（甲５４号証、「監査委員会への回答書」）

（２）しかし、本件のようなシステム構築及び運営業務は、京都新聞開発㈱でなければ提供できない役務ではなく、このガイドラインの基準２（１）イ（イ）には該当しない。

この後、市教委は、平成１９年度も同様のジュニア検定の検定処理業務を発注したが、平成１９年度については、プロポーザル方式によって受託事業者を選定した（甲５８号証）。市教委の呼びかけに応じて、京都電子計算㈱、㈱オクトパス、ワールドビジネスセンター㈱の３社が提案書を提出した。審査の結果、ワールドビジネスセンター㈱の提案が最も優れているとして採択され、同年６月２８日に同社と１６，９５４，３５０円で業務委託契約が締結された。（甲５９号証、甲６０号証）

このことは、本件のような業務は、京都電子計算㈱しか提供できない業務ではなかったこと、さらに、京都電子計算㈱よりももっと優れた業者がいたことを意味している。

また、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」（甲５７号証）では、基準２（１）イの「運用上の注意点」として、「他の者では履行し得ない役務の提供であることについて同業他社に確認するなど客観的に確認すること。」とされているが、他社への確認が行われていなかったことも明らかである。

このように、本件準備委託業務の随意契約は、地方自治法施行令、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に違反したものであった。

３　複数の者から見積書をとらずに随意契約を締結したのは、京都市契約事務規則第２７条違反

（１）京都市契約事務規則第２７条は、「随意契約により契約を締結しようとするときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」と定めている（甲５２号証）。しかし、本件準備委託業務の随意契約にあたっては、京都電子計算㈱以外には見積書をとっていない。

市教委は、平成１８年１０月１日、基礎コースの検定処理業務を再び京都電子計算㈱と随意契約により委託した（甲６１号証）。さらに同年１２月２２日、今度は発展コースの検定処理業務を、やはり京都電子計算㈱と随意契約により委託している（甲６２号証）。ところが、この２回の業務委託にあたっては、京信システムサービス、ワールドビジネスセンターからも見積書をとっている。

本件準備委託業務は、複数の者から見積書をとらずに随意契約を締結したものであり、京都市契約事務規則第２７条に違反している。

（２）なお、乙４号証の２によると、本件準備委託業務を随意契約で締結した理由は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号であった。しかし、平成１８年度の検定処理業務（甲６１号証、甲６２号証）の随意契約理由は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第７号とされている。本件準備委託業務は、平成１８年度の業務の準備業務であったが、同様の業務でありながら、随意契約の締結理由が異なるのは辻褄があわない。

4　本件準備委託業務と平成１８年度の検定処理業務との重複は不可避

本件準備委託業務について、監査結果は、「本件公金支出２により市の損失が発生したかどうかは、なお確定していないというべきである。具体的には、本件システム構築等業務が同社に委託され、かつ、当該委託に係る委託料に本件準備業務に係る経費が含まれない場合には、本件公金支出２を原因とする市の損失は、発生しないこととなる。以上のとおり、本件公金支出２は、市にとって明らかに意義のない成果物を目的とする契約に基づき行われたものであって、明らかに合理性を欠くといわざるを得ないが、現時点において、これにより市に損失が生じているとは認められない。」（甲２号証　Ｐ２７）として請求を棄却した。

しかし、平成１８年度の基礎コースの検定処理業務（甲６１号証）、発展コースの検定処理業務（甲６２号証）の仕様書でも、本件準備委託業務で実施されたとするシステム構築・運営準備業務を含まないとは明記されていない。準備業務と本業務を分離することは困難であるし、もし、他の会社が平成１８年度の検定処理業務を受託した場合は、当然、その準備業務から始めなければならなくなってしまうものである。

本件委託準備業務は、平成１８年度の検定処理業務と重複しており、京都市に損失が発生したことは明らかである。

また、監査結果では、平成１８年度の検定処理業務が、本件システム構築等業務が同社に委託された場合を前提としている。しかし、平成１８年度の検定処理業務については、他にも２社が見積書を提出し、京都電子計算が最も安値であったから、同社と契約されたにすぎない。他社がより安い価格の見積書を提出しておれば、京都電子計算との随意契約はできなかった。その場合は、市に損失が発生することになるから、監査結果のような前提は失当である。

5　本件準備委託業務は、当初、京都商工会議所に委託する予定で作業が進められていた。業務委託の決定書、契約書が偽装された疑いが強い

（１）本件契約は、平成１８年３月１日に締結されたが、市教委は、平成１７年の夏頃から、検定業務運営について、委託契約も締結しないまま、京都電子計算㈱に業務をさせてきた。

市教委が、平成１８年９月６日、監査委員会に提出した回答書（甲５４号証）の「別添資料１」には、京都電子計算㈱が市教委に提出した議事録が添付されている。その中に、次のような記載がある。

・平成１７年１１月１８日の議事録（市教委大黒課長と京都電子計算㈱の協議）

９月下旬には、京都電子計算㈱からシステム構築及びランニングコストの概算が市教委に提出されていたと記載されている。

・平成１８年２月１０日の議事録（市教委大黒課長と京都電子計算㈱の協議）

当時、この業務については、「京都市様が商工会議所様に委託し、そこから業者と

いう流れで検討されている。」と記載されている。

・平成１８年３月１６日の議事録（市教委大黒課長と京都電子計算㈱の協議）

ここでも、「今年度の契約としては、京都市様が商工会議所様に委託し、商工会議所様が当社に委託するという形の予定。」と記載されている。

このように、平成１８年３月１日の契約は形式だけのものにすぎず、それよりも半年以上も前から京都電子計算㈱に業務をさせてきたのである。

（２）本件契約は、平成１８年３月１日に締結されたものであるが、上記のように、平成１８年３月１６日の議事録に、「今年度の契約としては、京都市様が商工会議所様に委託し、商工会議所様が当社に委託するという形の予定。」と記載されていることが判明した。３月１日に契約が本当に締結されていれば、このような議事録の記載はあり得ない。３月１日付の契約自体が偽装されたものである疑いが強い。

次のような事情が推測される。

少なくとも平成１８年３月中旬までは、本件委託契約を、京都商工会議所に委託する予定で作業が進められていた。ところが、年度末になって、システム構築の委託業務を京都商工会議所に随意契約することはどうしても理由づけすることができず、やむなく方針を変更して、日付を遡って３月１日付で直接、京都電子計算㈱と随意契約を締結したことにしたものであろう。

（３）京都電子計算㈱も、京都新聞グループの会社である。（甲５９号証、「受託候補業者の総合評価表　京都電子計算㈱」参照）　本件事業に関しては、京都新聞開発㈱などの京都新聞グループへの便宜供与が問題となっているが、この京都電子計算㈱への便宜供与もその一環であろう。

6　契約保証金を納入させておらず、地方自治法施行令、京都市契約事務規則に違反する

（１）地方自治法施行令第１６７条の１６では、普通地方公共団体は、契約の相手方から契約保証金を納めさせなければならないとされている。これを受けて、京都市契約事務規則第３５条第１項でも、契約保証金を、契約書の基本的な記載事項に位置づけている（甲５２号証）。

ところが、本件委託契約の契約書（乙４号証の３）には、契約保証金についての記載がなく、さらに京都市契約事務規則第３５条に定める契約書の記載事項のうち、危険負担（同項第４号）、瑕疵担保責任（同項第６号）、契約の履行の際生じる第３者との紛争の解決の方法（同項第７号）に関する事項が定められていない。

従って、本件契約書は、地方自治法施行令第１６７条の１６、また、京都市契約事務規則第３５条第１項の規定に違反している。

（２）また、本件契約については、契約事務規則第２９条の２に定める担保が提供されて

いない。同規則第３０条各号の免除事由に該当するとも認められないから、京都市は、本件契約の締結にあたり、京都電子計算㈱に契約保証金を納付させなければならなかった。これも、地方自治法施行令や京都市契約事務規則の規定に違反している。

以上